

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：モルディブ全土
- (3) 案件名：地上デジタルテレビ放送網整備計画（Digital Terrestrial Television Broadcasting Network Development Project）
- (4) 事業の要約：本事業は、地上デジタルテレビ放送（以下「地デジ放送」という。）網の整備を行うことにより、国民への情報へのアクセスの向上及び島嶼間情報格差の是正を図り、もって同国の基礎社会インフラ整備に寄与するもの。地デジ放送方式には日本方式（ISDB-T）が採用されている。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における情報通信・放送セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
約 1,190 の小環礁島から構成されるモルディブにおいて、島嶼間の情報格差の是正が重要な課題となっている。現在、公共及び民間放送局 4 社により地上アナログ放送が行われており、地上波放送は対人口比で 77.3%をカバーしており、テレビが国民の主な情報入手の手段となっているが、民間放送局は首都マレ島及びその周辺に対する限定的な放送に留まっており、全国規模で放送しているのは公共放送局のみとなっている。国民の情報へのアクセスの向上及び島嶼間情報格差の是正を図るためには、地方島において現地語で視聴できる番組数の増加等、放送の拡充が必要である。また、同国は暴風や洪水、気候変動による海面上昇等の自然災害に対し脆弱であり、緊急時の迅速かつ詳細な防災情報提供が急務である。かかる状況下、地上波放送事業者の共同送信、番組多重化、データ放送を通じて防災情報を含む多種多様な情報提供及び島嶼間格差の是正を可能とする地デジ放送網の整備が求められている。

モルディブの「第 7 次国家開発計画（2005～2010 年）」は、質の高い放送への改善及び全ての行政区へ同等のメディアへのアクセス機会の提供等という方針を掲げている。現在策定中の次期国家開発計画においても、地デジ化の推進により、島嶼間情報格差の是正、災害管理・気候変動対策につなげるという方針が盛り込まれる予定である。

本事業は、日本方式による地デジ放送網の整備を通じて、国民への情報へのアクセスの向上及び島嶼間情報格差の是正を図るものであり、モルディブ政府の政策方針に合致する。

- (2) 情報通信・放送セクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け
我が国は、対モルディブ事業展開計画において、「基礎インフラ」を重点分野の 1 つと位置付け、国民の生活環境改善及び経済活動の活性化のための「基礎社会インフラ整備」を開発課題として掲げており、本事業はこれら方針と合致する。
- (3) 他の援助機関の対応：過去にオーストラリア政府や UNICEF によりラジオ局支援等が実施されたが、現在は情報通信・放送セクターに対する支援は行われていない。
- (4) 本事業を実施する意義

本事業は、モルディブの地デジ移行を支援するものであり、モルディブ政府の方針及び我が国の援助方針に合致していることから、実施の意義は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的：

地上デジタルテレビ放送網の整備を行うことにより、国民への情報へのアクセスの向上及び島嶼間情報格差の是正を図り、もって同国の基礎社会インフラ整備に寄与する。

② 事業内容

- i. 地デジプラットフォーム（PF）整備：送信所（アンテナ、送信機、鉄塔等）、ネットワークオペレーションセンター（NOC）用機材等
- ii. コンサルティングサービス：（協力準備調査にて確認）
- iii. 調達・施工方法：（協力準備調査にて確認）

③ 他の JICA 事業との関係：国別研修等（協力準備調査にて確認）

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：内務省通信庁（Communications Authority of Maldives, Ministry of Home Affairs）

② 他機関との連携・役割分担：モルディブ放送委員会は、内務省の外局として設立される Digital Broadcasting Network Operator（地デジ放送網運営機関、以下 DBNO という。）に対し、地デジ周波数及び多重化免許交付、並びに送信機/受信機技術規格作成等を行う。

③ 運営／維持管理体制：DBNO が運営・維持管理を行う予定。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 □A ■B □C □FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。

(4) 横断的事項：気候変動対策：データ放送等による気象・防災の情報提供を通じ、自然災害に対する脆弱性の軽減に資する本事業は、気候変動適応策と位置付けられる。

(5) ジェンダー分類：分類未定（協力準備調査にて確認）

(6) その他特記事項：地デジ放送の普及には、本事業に加えて、視聴者が地デジ放送に関する理解を深めるとともに受信機を購入して受信することが必要。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

対スリランカ円借款「地上テレビ放送デジタル化計画」では、PF 形式により DBNO を設立する計画であるが、新しい事業体の設立には法整備及び予算の確保等の時間を要するため、DBNO の設立が遅延した際の地デジ放送網運用主体について検討する予定。本事業においても同様に運用主体の代替オプションを検討する必要がある。

以 上

本事業で整備する送信所の候補地（第1案から第3案まで）は下記のとおり。
具体的な支援対象地域については協力準備調査にて確認。

